

意見書

平成18年10月5日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、6,411人の連署をもって、檀原市議会の議員の定数を定める条例の一部改正に関する直接請求があった。その内容は、現在の本市議会議員の定数26人を21人に削減するというものであり、その理由として経費の節減、財政改革を挙げている。

わが国の地方自治制度は、首長と議会のそれぞれが、直接に住民の投票により選ばれるという二元的代表制をとっており、これにより議会は、自治体の運営に関して住民に直接の責任を負っている。議員定数の削減は、住民の意思を公平かつ適正に地方行政に反映させるためには、いかなる数が適切であるかという間接民主制の根幹にかかわる問題であるが、今回の直接請求が、法定必要数をはるかに上回る6,411名の有効署名を添えて提出されたことは、これを重く受けとめるべきであると考えます。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行されてすでに久しく、地方分権は今や実行の段階を迎えている。地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、行政運営の公正性と透明性の確保が一層求められるとともに、これまでの国主導の画一的な施策ではなく、住民の意思に即した地域性のある施策の実施が強く要請されるようになってきている。また、財政改革の推進は、檀原市においても喫緊の課題である。

議会においては現下の状況を十分考慮され、いかなる定数とその責務を全うするにふさわしいか、住民から直接に権能を負託された議会の組織に対する自己決定権を尊重し、その自主的意志により判断されることを希望し、意見とする。

平成18年10月24日

檀原市長 安曾田 豊